

事務連絡  
令和7年(2025)8月6日

指定居宅介護支援事業所管理者様

出雲市健康福祉部高齢者福祉課長

介護予防支援の指定について（お知らせ）

平素より、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご協力いただき、お礼申しあげます。

さて、介護保険法の改正により、令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業所においても市町村から指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

つきましては、介護予防支援の指定を希望される場合は、下記の記載事項を確認の上、指定申請書の提出をお願いします。

なお、介護予防支援の指定を受けずに、従来どおり高齢者あんしん支援センターから委託を受けて、介護予防支援を実施することも可能です。

記

1. 指定申請のスケジュールについて

介護予防支援の指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項の規定により、市町村長は、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があるとされており、本市では必要な措置として年2回開催予定の「地域包括支援センター運営協議会」において意見を求めるとしています。そのため、指定日は「地域包括支援センター運営協議会」を開催した次月の1日付とします。

<令和7年度のスケジュール>

指定申請書〆切	協議会の開催日（予定）	指定日（予定）※
令和7年9月12日（金）	令和7年10月15日（水）	令和7年11月1日（土）
令和7年12月26日（金）	令和8年1月29日（木）	令和8年2月1日（日）

※指定日は、協議会の開催の都合により変動する場合があります。

令和8年度以降の指定日等については、別途お知らせします。

申請書及び添付書類（別紙参照）の様式は、出雲市のホームページに掲載しています。  
[介護予防支援事業所の各種申請（指定申請・更新・変更）等について | 出雲市  
\(city.izumo.shimane.jp\)](#)

提出先：出雲市役所 高齢者福祉課 介護給付係

**<指定にあたっての留意点>**

- ・指定を受けて実施できるのは「介護予防支援」のみです。「介護予防ケアマネジメント」は、これまでどおり、高齢者あんしん支援センター又は高齢者あんしん支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が実施することとなります。
- ・経過措置（※）により、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援の指定を受けることはできません。

※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができます。

2. 現在、高齢者あんしん支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている利用者の引き継ぎについて
  - ・利用者の意向を確認したうえで、利用者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう高齢者あんしん支援センターと調整してください。
  - ・市へ「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要です。
3. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの切り替えについて
  - ・介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は、あんしん支援センターへその旨、連絡してください。介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変更となった場合も同様です。

**<お問合せ先>**

出雲市高齢者福祉課介護給付係担当：米山  
TEL：0853-21-6972 FAX：0853-21-6974